

説 明 資 料

- 1 復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し……………1
- 2 市町村における復興計画策定の状況 ……………4
- 3 国立国会図書館における震災の記録の取組……………5

東日本大震災復興対策本部

平成23年11月29日

1 復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し①

- ・これまで、公共インフラ、学校施設等に関する復興施策について事業計画と工程表を取りまとめて公表。
- ・第3次補正予算の成立を踏まえ、
 - ①これまでに作成した事業計画と工程表の見直しを行い、取りまとめて公表。
 - ②具体的な復旧・復興の姿がわかりやすく見られるよう地域版(市町村もしくは路線、施設単位)の事業計画と工程表を作成し公表。
 - ③公共インフラ以外の復興施策において、取組状況を作成し公表。
- ・今後も、節目節目において、事業内容、復興施策の具体化などの見直しを行い、取りまとめの上、公表していく予定。
- ・事業計画・工程表の見直し・公表により、市町村における復興計画策定の取組が加速するなど、復興施策が一層推進されることを期待。

【①公共インフラ全体版】

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH25年度末までの3ヶ年を中心。

■対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

※下線は、今回の見直しにより追加した事業。

1 復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し②

【②公共インフラ地域版】

■対象地域

市街地復興パターンの検討調査を実施している43市町村を中心に作成。

■対象事業及び作成単位

市町村単位で作成する事業

海岸、河川、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、学校施設、土砂災害対策、災害廃棄物の処理

路線、施設単位等で作成する事業

下水道等、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、漁港・漁場・養殖施設・定置網、医療施設等

■工程表の例(宮城県石巻市の農地・農業用施設)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 農地・農業用施設													
基幹的農業用施設 (柳ノ目第2排水機場等)	がれき	応急復旧	本復旧 (市策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)										
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地 (蛇田、稲井地区等)	畦畔復旧、除塩		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)										
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地 (長尾地区等)	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等				営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)						
上記以外の農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等							順次営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)			
(注) 地盤沈下等により海水が浸入している農地や、大区画化の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。													
本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。													

1 復興施策に関する国の事業計画及び工程表の見直し③

【③公共インフラ以外の復興施策の取組状況】

■作成内容

○取組状況

ア. 基本方針において復興施策として記載された施策のうち、公共インフラ以外のもの全てについて、復旧・復興に向けた取組状況や目標を記載。

イ. 対象期間は、H25年度末までの3ヶ年を中心。

■対象施策の例

- ①雇用対策
- ②教育の振興
- ③農業、林業、水産業
- ④観光
- ⑤再生可能エネルギー

【公表】

復興過程の「見える化」を図るため、各府省及び復興対策本部のホームページに掲載。

- ・8月26日：公共インフラ
- ・9月30日：学校施設等
- ・11月29日：

- ①従来の事業計画及び工程表の更新版
- ②事業計画及び工程表（地域毎）
- ③公共インフラ以外の復興施策の取組状況

○公共インフラ以外の復興施策の取組状況の例（保健・医療（心のケア））

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月
目	(iii) 保健・医療（心のケア）	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4、5名程度で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。		
当面（今年度中）の取組み		
○ 応急仮設住宅等での生活では、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人の増加が想定され、中長期にわたる継続的な心のケアが必要となると考えられることから、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復・充実させていくことが必要。		
○ 第三次補正予算では、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復及び充実させる観点から、長期継続的に心のケアを行う専門職を被災地に配置し、心のケアの必要な方に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行うための予算を要求している。		
中・長期的（3年程度）取組み		
○ 心のケアのための地域保健活動の継続的な実施を行うとともに、地域精神医療の回復・充実を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人が増加することを抑えること。		

2 市町村における復興計画策定の状況

※色つき: 復興計画策定済みの17市町村	復興計画策定期			
	H23年度 4～6月	H23年度 7～9月	H23年度 10～12月	H23年度 1～3月
青森	三沢市		復興計画	
	八戸市		復興計画	
岩手	洋野町	復興ビジョン	復興計画	
	久慈市	復興ビジョン	復興計画	
	野田村	復興基本方針		復興計画
	普代村	復興基本方針	復興計画	
	田野畑村		復興基本方針・復興計画	(復興実施計画)
	岩泉町	復興計画骨子	復興計画	(復興実施計画)
	宮古市	基本方針		復興計画 (推進計画)
	山田町	復興ビジョン		復興計画
	大槌町	復興方針		復興計画
	釜石市		復興プラン骨子	復興プラン
	大船渡市	復興基本方針		復興計画
宮城	陸前高田市	震災復興計画策定方針		震災復興計画
	気仙沼市			復興計画
	南三陸町			復興計画
	石巻市	復興構想		復興計画
	女川町		復興計画	
	東松島市		復興まちづくり計画 (中間とりまとめ)	復興まちづくり計画
	松島町		震災復興基本方針	震災復興計画
	利府町			復興計画
	塩竈市			復興計画
	七ヶ浜町	震災復興基本方針		震災復興計画
	多賀城市		復興ビジョン	震災復興計画
	仙台市	復興ビジョン		復興計画
	名取市			復興計画
	岩沼市		復興計画	
福島	亘理町	震災復興基本方針	震災復興計画	
	山元町	震災復興基本方針	震災復興計画	
	新地町		復興構想	復興計画
	相馬市		復興計画	
	南相馬市		復興ビジョン	復興計画
茨城	広野町		復興計画	
	いわき市		復興ビジョン	(地区別復興計画)
	北茨城市			復興計画
	高萩市	復旧復興計画		
	日立市		復興計画	
	ひたちなか市	※		
千葉	大洗町		復興ビジョン	
	鹿嶋市	復興構想		復興計画
	神栖市		復興計画	
	旭市	復興計画策定方針		復興計画
	山武市		復興計画	

※ 復興構想、復興計画等の策定期が未定

○現時点で17市町村が復興計画を策定済み。

○全体(43市町村)の8割を超える市町村が年内に復興計画を策定予定。

復興計画策定予定

4～6月	0市町村
7～9月	12市町村
10～12月	24市町村
1～3月	4市町村

平成23年11月13日時点(国土交通省作成)

○今後 個別事業(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等)の計画策定、事業実施が課題。

【国による計画策定の支援】

- ・国交省直轄調査スキームを活用し、国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。
- ・全体(43市町村)の8割を超える市町村(36/43)が年内に復興計画を策定予定。

3 国立国会図書館における震災の記録の取組①

- 東日本大震災について、官民で大量の記録が産み出されたが、このままでは散逸の恐れがある。
- 分散して存在する記録について、国全体として収集・保存・アクセスの枠組みを整備する必要がある。
- 国立国会図書館は、これまでの事業を踏まえて、他府省等と連携し、ポータル構築等に取り組む。

○東日本大震災の記録等の特徴と収集・保存の重要性

- 政府、自治体、大学・研究機関、報道機関、TV局、個人等で膨大な記録が作成・保有
- 震災に関する映像、インターネット情報等はこれまでにない特徴であり重要な記録
- 包括的な収集・保存の枠組みがなければ、記録の散逸・消失の恐れ
- 復興過程、将来の防災・減災対策を見据え、長期的な取組が必要

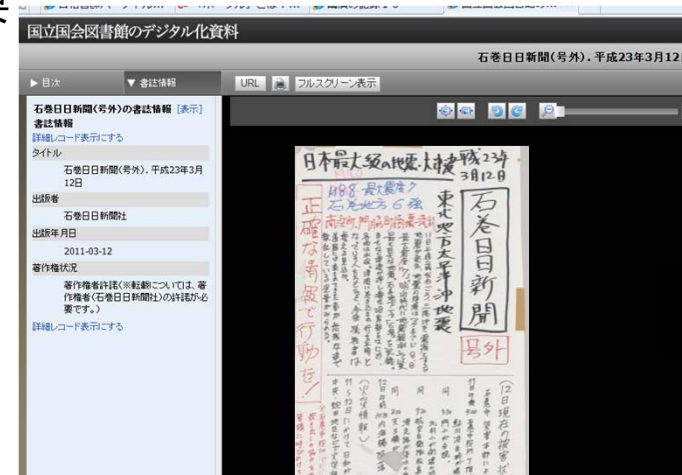
○国全体としての取組の必要性

- 復興基本方針「震災に関する学術調査、災害の記録と伝承」
(※5(4)⑥(ii)に記載。)
- 散逸・消失への対処として、当面は各機関・個人での保存を図る
- 早期に収集・保存・アクセスの枠組みの整備

→ **東日本大震災アーカイブの構築**

○国立国会図書館の取組

- デジタルアーカイブ事業等既存事業を活用した記録等の収集・保存・提供
- 他府省等と連携し、東日本大震災アーカイブポータルの構築によるアクセスの保証



図：国立国会図書館デジタル化資料の例

担当：電子情報部電子情報企画課
電話：03-3581-2331(代表)

3 国立国会図書館における震災の記録の取組②

